

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成28年5月18日(水) 午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 深 沢 茂 之 (横浜地方裁判所第1刑事部部総括判事)

裁判官 伊 東 智 和 (横浜地方裁判所第1刑事部判事)

検察官 亀卦川 健 一 (横浜地方検察庁検察官)

弁護士 織 田 慎 二 (神奈川県弁護士会所属)

裁判員経験者1番 50代 女性 (主婦) (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 20代 男性 (会社員) (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 40代 男性 (会社員) (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 50代 女性 (介護職事務員) (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 30代 女性 (主婦) (以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 50代 男性 (会社員) (以下「6番」と略記)

議事要旨

(司会者)

それでは、これから今年度第1回目の「裁判員経験者の意見交換会」を始めたいと思います。

本日の司会進行を務めます第1刑事部の部総括をしております深沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから簡単に自己紹介をさせていただきます。

昨年12月中頃から横浜の裁判所で勤務しております。私は第1刑事部というところで裁判員裁判とかをやっております。今回の裁判員御経験者の方とは御一緒させていただいたことはありませんけれども、今日は皆様の忌憚のない御意見をお聞かせいただいて、今後の執務の参考にさせていただきたいと思っております。

意見交換会ということですが、いわゆる裁判員裁判の評議とは違ひまして、

リラックスしていただいてざっくばらんにお話ししていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、裁判官の伊東さんからお願いします。

(裁判官)

私は横浜地方裁判所第1刑事部に所属している裁判官の伊東と申します。よろしくをお願いいたします。

私はこの4月に横浜地裁に来まして、裁判員裁判はこちらで初めて担当いたします。裁判員裁判に関与できたのは、この4月の1件ということです。その1件だけですけれども、その中では裁判員の方々から新たな視点を伺うことができ、私にとっても大きな刺激となりました。

本日は貴重な御意見を伺って今後の運用に生かしていきたいと思っておりますし、私自身も裁判員裁判について考えを深めていくきっかけとしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

続きまして亀卦川検察官、お願いいたします。

(検察官)

横浜地方検察庁の検事の亀卦川でございます。よろしくお願いいたします。

昨年の4月から横浜のほうに参っております。昨年は第3刑事部というところで公判を担当しておりました。今回、傷害致死に関する事件、放火の事件について当時担当させていただいております。

今年の4月からは第1刑事部のほうに横滑りいたしまして、深沢部長のもとで裁判員裁判をまたやっているということでございます。

本日はぜひ皆様からいろいろと率直な御意見を聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(司会者)

織田弁護士、お願いいたします。

(弁護士)

神奈川県弁護士会の弁護士の織田と申します。

余談ですが、今年の4月から今までの横浜弁護士会が神奈川県弁護士会というふうに名前が変わりました。今後とも神奈川県弁護士会としてよろしく願いいたします。

私も今回の覚せい剤取締法違反の裁判員裁判を担当しておりました。裁判員裁判は始まってから10件以上は担当していると思います。

意見交換会にも、これで3回出席させていただいております。毎回弁護人に対して手厳しい御意見をいただくことが多くて、今回も私の事件に関与された方がいらっしゃるということで、手厳しい意見をいただければ、ぜひそれをフィードバックして当会の弁護人としての活動に生かしていきたいと思っておりますので、本日はよろしく願いいたします。

(司会者)

それでは、私のほうで裁判員経験者の方が御担当された事件を1番の方から順番に簡単に御説明させていただきます。

1番の方が御担当されたのは、覚せい剤取締法違反、関税法違反ということです。この事件は大変日数がかかっておりまして、審議と評議だけで16日ということで、ない日も合わせますと約一月の間、御関与いただいたということのようです。

これは否認事件ということで、覚せい剤の密輸ということでして、共謀の有無とかが一番の争点ということだったようでございます。あと所持の点、営利目的所持ということも争われていたような形です。そういうことで、非常に御苦勞されたということです。

冒頭陳述も検察官、弁護人のものだけでも相当大部なもので、これを読み上げるだけでも結構なお時間がかかったのではないかなと。一番御苦勞をされた事件という印象を受けました。

結論としては、求刑が懲役30年の併せて1500万円の罰金ということでした

けれども、判決内容としては懲役25年の罰金1000万円ということで、控訴されたということでございます。これは織田弁護士さんのところでよろしゅうございますかね。

(弁護士)

はい、そうです。

(司会者)

続きまして2番の方が御担当された事件ですが、傷害致死事件ということで、これは知人を相手に行った行為ということのようです。これは自白事件ということで、量刑が争点になったようでございます。それでも審理、評議に7日ということですので、やはりかなりの時間、関与していただいたことと思われま。

こちらは求刑7年に対して懲役5年ということで、控訴されているということのようでございます。

続きまして3番の方が関与された事件ですけれども、殺人未遂と包丁1本の携帯、いわゆる銃刀法違反ということですね。これは同僚に対する殺人未遂ということで、行為態様と殺意、あと正当防衛が成立するかというのが争われたということでございます。こちら8日間の審理ということで、やはりかなり御苦労されているようですね。特に論点などがいろいろ細かいところがあったようで、これは結構評議も御苦労されているような跡がうかがえますね。

求刑6年に対して懲役3年の判決ということで、この事件は確定したということのようでございます。

続きまして4番の方が関与された事件ですが、被告人が両親を殺害したということと、いわゆる薬事法違反、危険ドラッグを使用したということも併せて起訴されたということで、これはまさに薬物が絡んでいたということで、責任能力の有無ということで、さらに危険薬物であることの認識も争われたということのようでございます。こちら審理、評議に9日間を費やされているということですね。

求刑30年に対して懲役28年ということのようです。今朝方の新聞をたまたま

見ておりましたら、これは控訴されたようですけれども、高裁のほうで控訴棄却の判決が出されたという記事が載っておりました。

続きまして5番の方が関与されたものですが、強姦致傷4件、強姦未遂1件の事案です。これは自白事件ということで、争点は量刑ということになるのでしょうか、これもやはり5日間の審理、評議ということです。

被害者参加などもあったようでございますが、懲役30年の求刑に対して懲役29年ということで、この事件も控訴されたということのようでございます。

6番の方が関与されたのは、被告人が住んでいたアパートに対して放火したという現住建造物等放火とデイサービスの職員の方に対する暴行ということのようです。これは失火かどうかが争われたという事件で、否認事件ですね。やはりこの事件も審理、評議に6日間を費やしたということのようでございます。

求刑6年に対して5年6月の判決で、これは確定したということのようでございます。

亀卦川検事、そんなところでよろしゅうございますか。

裁判員経験者の方は、御自分の事件をぼやっとでも印象に残られましたでしょうかね。よろしいですかね。

それでは1番の方から順番に、御自分の担当された事件の中で印象に残っているものとか感想などをちょっと一通りおっしゃっていただければと思います。

まず1番の方からお願いします。

(1番)

よろしく申し上げます。

織田さんのことを第一印象でがつんと、本当に弁護人の方はこういうことを言うのだなという印象を受けました。

私が参加させていただいた裁判員裁判は16日間というとても長い期間でした。評議室からエレベーターに乗って法廷に行って、休み時間になるとまた移動して評議室に戻ってくるのですけれども、初めの頃は行ったり来たりがすごくストレスと

いうか、法廷の控え室があるのですけれども、そこが評議室だったら本当によかったなという感じがして、一々戻るのがすごく負担でした。

それと毎回、検察官の立証、弁護人さんの立証とか、とても興味深いものでした。被告人の方が外国の方でしたので、通訳の声と検察官の方とか弁護人の方の声がちよっと入り交じってしまって、とても聞きづらいなという印象がすごくありましたので、それを改善できたかなというのがありました。

評議の中で被告人の刑期とか罰金とかをいろいろ決めたりする話し合いをしたのですけれども、被告人の人生の中の一部を左右する大変重い、難しい判決をしなければいけないというのが、やはりすごく負担というか重くのしかかってきました。

とても貴重な体験をしたと思います。すみません、うまくしゃべれなくて。

(司会者)

冒頭陳述という形で、最初の頃、検察官と弁護人がこれから証拠によってこういうことを明らかにしますよということと言われたのは覚えていらっしゃいますか。今日も分厚いのがありますからね。これはいかがでしたか。これは多分全部朗読されたり、画面に映したりされたと思うのですが、この辺はいかがでしたか。

(1 番)

聞かれたというか、立証とかいろいろして、取り調べとかお聞きしてメモをとるのですけれども、要点を自分でメモしているのですけれども、そのメモを評議室に帰って見直すと、自分でぐちゃぐちゃに書いてしまって整理ができなくて、せっかく書いたのだけれども、自分で何を書いて、どうしたらこうなったのかというのが全くなく、自分自身で理解するのが難しくて、それが最初の頃にすごくありました。

(司会者)

最初の頃は緊張されていたということですかね。

(1 番)

本当に緊張して、行って帰ってくる、その作業についていくのに必死みたいな感

じで、また法廷でいろいろお話を聞くのにも、メモがうまくとれないとか聞き逃してしまう部分もあるとか、緊張からというのか、そういうのがかなり私にはありました。

(司会者)

何日目ぐらいから裁判所のほうに足が向くようになりましたか。

(1番)

公判というか法廷に行くときは常に緊張で、お話し合いというのか評議室のときにちょっとはリラックスというか、やはり裁判官、裁判長が並んでいる雰囲気はどうも常に緊張してしまっていて、控え室にいるときから常に緊張のしっぱなしというのがかなりありました。

(司会者)

今日もちょっと緊張されていますか。

(1番)

しています。

(司会者)

大体3日たつと皆さん裁判所に自然に足が向くというのが、今までの経験で知っていましたけれども、そこまでもなかなか難しかったですか。

(1番)

すごく難しく、私は特に専業主婦で、外に出る機会とか皆さんにこういうふうにお話しする機会というのも全くなくて、会社でいろいろ発表されている方とか慣れている方はそんなでもないのですけれども、私みたいにこういう大勢のところにばんと来られると本当に自分で何していいかというのが分からなくて、本当に最後まで緊張していました。

(司会者)

ありがとうございました。また後ほど詳しく伺います。

それでは2番の方、いかがですか。

(2番)

今回、自分が裁判員をやらせてもらった事件なのですがけれども、被告人の人が自分でやったと自白していたという事件だったのでなのですが、事件当時の状況の説明というのが小さい子供たちとかだったり酔っぱらっている人たちばかりだったので、曖昧な部分が多かったりとか矛盾している部分というのがすごく多くて、何を基準に見ていけばいいのかなというのがすごく迷うところではありました。

あとは裁判員裁判に参加するに当たって、最初に封筒をもらったときに、ちょっと興味があってやってみたいなのというのが自分の中であって、正直言うと、裁判員に選ばれたときとかは、よっしゃという気分になったわけですね。裁判員裁判をやる前に、すごく重い事件を担当するみたいな話をちょいちょい聞いていて、いざ今回担当する事件はこういう感じなのですよと言われたときに、殺人と傷害致死という違いがよく分かっていなくて、思っていたよりちょっと軽いのかなという印象を受けた感じではありました。

(司会者)

その印象を受けたというのは、最初の起訴状というのが配られましたね。その説明を受けたときですか。

(2番)

そうです。

(司会者)

実際、その印象で臨まれてどうでしたか。

(2番)

やはりどんどん読んでいくうちに、人が亡くなっている事件だったというのと、被告人に子供がいたのでその後の人生にすごく影響していくというので、そこら辺は少し緊張した部分がありましたね。

(司会者)

そうすると、傷害致死と殺人の違いというのは、誰がどういうふうな形で説明し

てくれたのですか。

(2番)

裁判官の方が一応説明してくれました。

(司会者)

冒頭陳述ということで最初に、検察官のほうでこういうことを明らかにしますというのを説明していましたね。印象に残っていますか。今日も紙を差し上げてありますけれども、その中で傷害致死ということで文字的には書いてあるのですけれども、このときはまだちょっと区別が余りつかなかったのですか。

(2番)

そうですね。自分の中では、ついていなかったですね。

(司会者)

区別がつくようになったのは、裁判長の説明というのは、どの段階で説明をされたのですか。

(2番)

多分最初の評議をして帰ってきたときに、何か質問ありますかみたいなところでしたと思います。

(司会者)

最初の日の一番最初に、被告人の名前を確認したり冒頭陳述をやって、休憩がありますね。そのときですか。

(2番)

確かそのときだったと思います。

(司会者)

それで皆さん、そういうものなのだということで合点がいかれたのですかね。

(2番)

そうですね。

(司会者)

それが一番印象に残っているということですかね。

(2番)

そうです。

(司会者)

では次、3番の方はいかがですか。

(3番)

ずばっと全部言ってしまうていいのですか。1, 2, 3とありますから。

(司会者)

ええ、どうぞ。

(3番)

私は割としゃべるのは慣れているほうなので、そんなに緊張もせず最後までいたのですけれども、総括的な全般的なもので言えば、裁判員に参加して非常によかったなというのが正直な印象です。

特に感じたのは、検察官の方も弁護人の方も企業で使っているパワーポイントでやったのか分からないですけれども、文字だけではなくてバランスがとれた絵づらが入ったもので分かりやすくやるようになっていたので、もともと裁判というのはどちらかという閉鎖されたイメージがあったのですけれども、非常に分かりやすく努力していただいているのかなというのがあったので、そういった意味では非常によかったです。そういった気持ちもくすぐられましたし、非常によかったかなというのが全般的な意見ですね。

次に、ちょっと話題が変わってしまうのかもしれませんが、選任手続について考えがありまして、自分で言うのも何なのですけれども、私は割と大きめの企業の立場があるところにいるのですけれども、裁判員になること自体を断っていいのか断ってはいけないのか、ここは非常に難しく、私も自分なりに調べて判例だと、変な話ですけれども、売れっ子ホステスは断る理由になるとか、その人でなければだめだから断れると。ただ、企業の部長、課長さんだったら代理を立てればいいで

しょうみたいなそんなことも書いてあって、その辺のところが強制力があるならば強制力があって、ぼんとやってもらったほうが私的にはありがたいのですが、私は今、役員とのはざまぐらいの立場にいるものですから、8日間会社にいなかったことについては手続をきちっとやったのですが、やはり経営陣から、何でおまえ、こんなにいないんだよみたいな話があって、それは断れなかったのかとか、そういう口調で言われたこともあったのです。その辺の選任手続については、別によかったのですが、もうちょっと明確に選ばれるというのがはっきりとできるといいのかなと。目的はやはり幅広くいろいろな意見を聞くというのが目的だと思うので、そういう意味では、これは断っていいとかというのが明確であるといいのかなと。単なる忙しいだけではだめみたいな感じがあったので、そこがちょっと分かりづらかったかなということですね。

あと手続も、本当にパソコンで選んだのかなというぐらい。

(司会者)

抽選手続のことですね。

(3番)

やはりある程度はそういうものの基準でやったのだというのは明確に出ていたほうが、僕ら的には分かりやすかった。

(司会者)

基準というのは何ですか。

(3番)

言葉は悪いのですが、無職で何もしていない方とか、そういったものは外されて、会社員だから入ったのだよとかという基準があって入ったのであればすっきりいくのですが、何となくぴっと押して入ったので、どうなのかなというのがずっとあってですね。

(司会者)

では、その選任関係も話題にいたしましょうか。

(3番)

選任関係はひとつ感じましたね。

あとは、判決、評議については、評議についてかなり細かく教えてくれてよかったのですが、私のやった事件は殺人未遂だったのですけれども、いわゆる殺人の意思があったか、なかったか。未必の故意と、なかったかというのが非常に分からない。当然被告人と検察官は全然意見が違ったので、僕などは直感的な全般的なことを言うと、裁判員というのは一般の人間ですから余り分からない。分からないというか、はっきりしないものであるとか、被告人のほうに情状があるものなどについては、どちらかというと感情的に流されやすいというか、悪いやつはとことん悪いというふうに言うでしょうし。悪くないか分からないものについては、疑わしきは罰せずのほうで考えたいというのが一般の考え方かなということに対して、裁判というのは判例がもともとあったところに集約しているというところがあったので、私的には裁判員制度というのは一般の意見を聞くという意味では非常に効果があるのかなというふうに思いました。

とりあえずこの辺で。

(司会者)

どうもありがとうございました。

では4番の方、いかがですか。

(4番)

私が担当した事件というのは危険ドラッグがメインだったので、ちょっと難しい片仮名の薬物の名前というのがたくさん出てきましたし、それを偉い先生方がいろいろ薬を調べたとか精神鑑定をしたとか、確かにすごく調べてくださったのだろうなというのもあったのですけれども、とにかくまずは片仮名が覚えられない。控えていても、復習ができるのは控え室だけで家に持って帰ることもできない。次の日に来たら、あれ何だっけと。薬によって効果の出方が違う、何日かたってから出るものとか、そういったものが何が何だか分からなくなってしまったような状態で、

次の日に行ってまたその先に進むので、落ちこぼれてしまったというか、あれっと思う間にどんどん進んでしまって、私は分かっていないのだけれども、みんなは分かっているのかなみたいなことがあったり、そのあたりで最後のほうまでよく分からないなという部分もありました。

何より本人が薬物を使っているということで、記憶がほとんどない。自分が両親に対して刺してしまったということすら分からない。夜に自分が起こしてしまった事件について何を聞かれても、いや、そこはちょっとと言うことがほとんどだったので、それをどういうふうに捉えていくのか、真実は何なのか、そこからがよく分からない。

そのときに取り調べのときの映像とかを見せてくれて、無理やり自白はさせていないよということは分かったのですけれども、そのときあなたはこう言ったでしょうと言われても、その映像を見て、それすらも本人は覚えていないと。かなり特殊だったのかもしれないけれども、そういう中で判断をしていかないといけない。

皆さんそうだと思うのですけれども、裁判に初めて参加して、今日は何があるのだろうみたいな時点から始まって、確かに、今日はこういうことをしますというのは書面ではいただいていたと思うのですね。別に批判するつもりとかも全くないのですけれども、人定質問というのか、そのあたりぐらいは私でも分かるのですけれども、こういう角度から写真を撮りましたとか、そういった細かいところから始まって行って、これが何につながるのだろうと思いつつながら、それが結局写真では、例えば一つ挙げると、被告人が夜に車の窓ガラスを壊していたというのがあったのですね。それをいろんな方向から写真を撮っているのですけれども、それが最後のほうは結局、今を何とかしなければいけないというか、ちょっとうろ覚えの部分はあるのですけれども、意外にさらっと、写真とかいろんなところの場面を見せてもらった割には、これだけでこれについては終わってしまうのだと。

電話番号を調べて電話をかけたところも出てくるのですけれども、その中の一つに車の鍵というのがこの事件ではピックアップされたのですけれども、それ以外に

いろいろ出てくる中でさらっとだったのですけれども、実はこういう電話番号にかけているというところで、警察が出していない証拠は入れることはできないので却下と。結局は検察官の方に頑張って調べてもらったことが全てであって、素人としてはもうちょっとここを突っ込んで知りたいなということはやはりスルーされてしまう。それは制度上しようがないのかなとは思うのですけれども、何かあれれというところもそういう部分ではありました。

でもトータルしましたら、裁判官の人とかもいろいろ細かいところを教えてくださいとか、検察官の方も資料に心神耗弱、心神喪失、完全責任能力、そういう難しい言葉の違いというのを教えてくれて、これがどこに当てはまると思いますかと、そういう細かいところも教えてくださいったということに関してはよかったかなと思います。

(司会者)

続きまして5番の方、いかがですか。

(5番)

私が担当した裁判員裁判は、強姦致傷が4件、強姦未遂が1件ということで、求刑も30年とすごく長いものでした。

最初、選任手続のときにボードのほうに強姦致傷というのが出てきて、殺人でなければいいなという心づもりで行ったのですけれども、強姦致傷と出てきたのでどうしようかなと思ったのですが、選ばれてしまっただけで。選ばれてみたら女性が一人だということで、結構重かったです。今、見てもやはり重たいです。

(司会者)

どういった感じで重かったですか。

(5番)

一人なのみたいな。やはり孤独です。

(司会者)

そういう意味でですね。

(5番)

内容も内容だったので、やはりほかの裁判員の方とああだよ、こうだよという感じでもなかったもので、これはひどいよねぐらいの感じだったので、本当につらかったです。総合的にそうですね。

うちに帰ってもみんな聞いてこないのです。家族の人とかお友達も、裁判って聞いてはいけないのでしょうみたいな感じで聞いてこない。法廷の中のことはしゃべっていいよというお話があったので言えるのですけれども、自分から言うような話でもないですし、家に帰ってもため込んで、本当に誰にも言えなくて、結局、終わってからもほとんど言うことはなかったので、今回こういう話があるということで、こういうところは苦手なのですけれども、ほかの裁判を経験された方の話も聞けるし自分の話もできるということで、やっとしゃべれるみたいな、しゃべれる場所があってよかったと思うのです。本当にトータルでつらかったなど。

1番さんも言っていたように、エレベーターの移動でお通夜みたいな感じで、みんなでぎちぎちになって無言で乗っていたのがすごい印象に残っています。

(司会者)

そうでしたか。それが今、一番印象に残っているのですね。

(5番)

つらかったですね。

(司会者)

とりあえずはそれでいいですか。まだほかにもおっしゃりたいことがあれば、どうぞ。

(5番)

追起訴状というのを今回初めて見たのですけれども、裁判の中で被告人に、本当に謝る気があるのかという検察とのやりとりがあったのです。態度の中で、今は言えないとか、被害者がそう言うならそうですと。僕からは言わないけどというようなやりとりも結構あって、その中で検察官の方が、本当に謝る気があるのかという

ような話の中で、被害者のその後を知っているのかという問いがあったときに、被告人の方が名前が変わったというのを聞いたことがありますというようなことをさらっと言っていて。今この追起訴状を見たら、名前が変わっている方がいて、旧姓と書いてあるのですよ。確かこの方は結婚されている方だったなと思ったので、離婚されたのかなと思って、それで、またちょっと今、悲しくなっています。

(司会者)

なるほど。

(5番)

被告人の人生もうめっちゃめっちゃでしょうし、被害者の方もみんなつらそうで、被害者の方も2人参加されていて、本当につらかったです。

(司会者)

とりあえずよろしいですかね。

(5番)

はい、いいです。

(司会者)

では6番の方、どうぞ。

(6番)

私が担当しました裁判員裁判は2件ありまして、一つは現住建造物の放火、もう一つが暴行というものだったのですけれども、認否に関連しまして、暴行に関しては認めていたものですから、放火について、実際それは放火だったのか失火だったのかということで、ほかの皆さんの事件を聞いていると非常にどろどろ重いものだったのですけれども、比較的そういう意味では内容的には厳しいものではなかったです。

ただ逆に、これは実際、放火なのか失火なのかというところの中で、証拠は有力な物証がないという中での状況証拠ですとか、今日、目の前に担当された検事さんがいらっしゃるのですけれども、出された資料の中で議論があったのですが、限ら

れた証拠の中で裁判員の中で話題に挙がったのが、公判前整理手続でさまざまな資料とか論点が整理されて出てきたものの中で有効な物証に限られていまして。実際、裁判の中では提出された証拠に限って、その中のものだけについて疑いのない、合理的な疑問がないというものの認定を我々がしなければならないと。

その立証は検察官にあるという話の中で、どういうことだったのかというと、単純な放火の着火物と称される物証の写真というのが提出されていたのですが、燃えていた毛布だったのですが、例えば火をつけて燃えましたというときに、その燃えた燃え方と例えばたばこから燃えたというのは燃え方が違うわけなのですけれども、その物証の毛布を開いた状態の写真があったわけなのですが、現場写真の状況からいくと、一番下になる部分が一番激しく燃えていて、一番上になる部分は、要するに点になるような形の部分があったわけなのですけれども、物理的にこれは放火だよねという証拠が。なぜかという、こっちから火をつけて燃えていて、火がついた部分を置いたものですから、上からの焼け込みというのとまた違うものがあったので。

私どもの事件自体はそんなに難しいものではなかったのですけれども。量刑を認定する際なのですけれども、そこでもさまざまな意見があったわけなのですけれども、裁判所のほうから過去の判例統計というものの中から、この放火に関しては中程度というような認定になっていたのですけれども、大体こういう過去の判例で何年から何年というような話の中で、これを参考に皆さんそれぞれ量刑をという話があったわけなのですけれども、最初にその話があってから、後から法定刑の話が出てきてまして、法定刑としまして5年から20年がありますと。この方の場合は前科16犯ということで、加算がありますよということで最高刑が2倍になるのですけれども、30年までしかありません。その中で5年から30年ですよという話だったのです。

スタートが5年からですよというところも、我々は説明がよく分からない中で、いきなり統計値から何年になりますかという話だったものですから、進め方として、

皆さんとも話したのですけれども、順番がどうだったのだろうかみたいな話があって。素人ですので一体何年にしたらいいのか。検察のほうから求刑6年というのが来ていますから、それが一つの目安にはなるのですけれども、ちょっと判断するときに悩んだ部分があります。

あと累犯加重の部分と情状の減輕の部分もあるかと思うのですが、今回は両方要素がありまして、本人が通報はしていないまでも電話の中で、火をつけているとか燃えている部分を言ったことが一つは訴えたのではないかとということで、情状要素があるのではないかとか、一方、過去からのさまざまな累犯があるものですから、その加重とのどちらが優先されるのかとか、そういったところでの判断能力というのは我々は専門性がないものですから、非常に量刑判断のところでは悩まされた部分があります。

それでも最終的には皆さんの御意見の中で、皆さんが納得したかどうかは別としても、比較的皆さんが納得するような判断が示されたのかなという結果になりました。

感想なのですけれども、刑事裁判にかかわるといことはなかなかないので、非常に貴重な経験をしたと思うのですけれども、やはり職業裁判官の持っている知識というのはすごいものがありますから、裁判員裁判ってお金がすごくかかっていると思うのですよ。いろいろな選任手続を含めて。ということであるならば、もう少し、例えば検察にしても手前の警察にしてもそうなのですけれども、そういったところでお金をかけて、しっかり正確な手続ができるようなことに使われたほうがいいのではないかなと。私はちょうど事件の性質がそういうものだったので、もっとそういったところに税金を使ってもらったほうがいいのかと。ただ、どういう裁判がやられているかという開かれた法廷とか、そういう意味ではこの裁判員の手続はいいと思うのですけれども、であれば、関与の仕方ももう少し違ってもいいのかなという感想を持ちました。

あとは単純な感想なのですけれども、先ほど来、エレベーターの話が出ていたの

ですけれども、私どもも休憩の時間とか法廷に出る時間とかが違うものですから、あるとき法廷に出ていたときに、別の法廷の人が通っていく関係で、手錠をつながれた被告人がいるところを通らなければいけないとか、一緒にいられた方々が後でちょっと嫌だねみたいな、警察官はいたのですけれども、そのような話がありまして、できればそこは避けてほしかったかなという感想もありました。

(司会者)

それでは今度は、一応皆さんのほうでいろいろ出されたものを踏まえまして、項目ごとにそれぞれ御意見があればということで意見を聞いていきたいと思います。

まず3番さんから出されておりました選任手続なのですけれども、これは裁判所のほうからずばりお答えしたほうがよろしいかと思えますね。

3番の方のおっしゃりようだと、断っていいのか、断らなくていいのかというふうな形の御発言だったのですが、法律的には辞退を申し出られて、それをこちらのほうで認めるかどうかということなのですね。断られるとか、そういうふうな感じではないということなのですね。

従事する事業における重要な用務であって、自分が処理しなければ著しい損害が生ずると、お仕事のそういった場合ですね。ですから具体的なその方の会社の規模とかいわゆる代替性、その辺のところを中心にしてやるということなので、まさに属人的なものなので、何とも個別の判断でないと分からないというところがございます。いろいろな意味で。そのような形で決めています。

ですから辞退したいのだけれどもという申し出はされて、それが受け入れられるかどうかはまた別問題だと、そのようなことでお考えいただければいいと思います。

あと抽選ですけれども、これは本当にアトランダムでございます。職業が何だから、こうだからと、そんなのは一切ないのですよ。コンピューターのほうでやるだけで、私どもはボタンをぽんと押すだけですから。

(3番)

呼ばれたのが、私のときは、勘定していたのですけれども、マックスで40人座

れるところで、こちらに4人いたので、34人ぐらいが呼ばれていたのですよ。これで6人と補充2人で8人と思ったのですね。8人選ぶのだったらそんなに呼ばなくてもいいよなみたいな思いが。

(司会者)

それは事前に裁判長のほうから説明がなかったですか。何で大勢呼んだかというのは。

(3番)

分からないですね。

(司会者)

実は当日、いろいろなお仕事の関係で辞退したいのだという方とか、ふたをあけてみたら、この被告人は知っている人だとか、そういう方も中にはなきにしもあらずなのです。ですから当日、不具合が生じる場合があるということと、通常、補充裁判員2人の場合は、検察官、弁護人がそれぞれ5名ずつ計10名、理由を示さないうで対象から除外できるという制度があります。ですから最低でも補充裁判員2人を選ぶ場合、18人来ていただかないとだめなのです。そういうことでちょっと多目になっているということなので、それを御理解いただければと思います。

そんなところですね、選任の手続は。

それで、選任のところから私のほうから皆さんのほうにちょっとお尋ねしたいのですが、今回はいずれも選任手続が別の日にやられている事件だったみたいなのです。多分、選任した後、すぐ手続とかをやられなかったのです。思い出してみてもどうですか。選ばれた後、その日、部屋の案内とかいろいろされて、今日は解散しますということで帰られたのではないですか。その日の午後、すぐ法廷に入りますという感じではなかったですね。それはどうでしたか。あその後、仮に法廷にぱっと入ったら。

(3番)

少し間があいたほうが、個人的には、いきなりよりはいいかなという気はします。

(司会者)

間をあけられて、かえって緊張がぐんぐん増してしまったとか、そういう方はいらっしゃいませんか。逆にそれはいいのですかね。

最初の頃は、できるだけ短い期間でやろうという発想がありまして、午前中選任、午後からいきなり審理というのが多かったのですよ。ところが、どうも評判がよくなくて、それでこういうふうなことをやったということなのです。そうすると、これはいいのですかね。

(3番)

仕事の手続とかを考えると、当日まで分からないではないですか。その後、何日拘束されるのか。されずに終わるのか。先ほど言ったみたいにあんなに多いから、ほとんど可能性がないではないかと思うと、それは結果論ですけども、であるとやはり会社手続をして出るといほうが、時間的に余裕があったほうが僕はいいと思いますね。

(司会者)

あと日程の関係で、結構今回は飛び飛びで入っているところもあるのですね。例えば1番さんがおやりになった事件は飛び飛びでもないですか。

(1番)

週によってフルに出る日もある。飛び飛びと午前中だけとか、午後とかある。

(司会者)

それはどうでしたか。ずっと月曜日から金曜日にやるというのと。

(1番)

やはりきつかったです。月曜から金曜まで全て入っていて、フルで午前中、午後とずっとありました。それはやはりちょっときついので、午前中終わって、午後からちょっと考える猶予があるような。

(司会者)

これを見ると、評議の段になったら結構続いているのですね。しんどかったです

かね。

(1番)

やはり行き帰りは、裁判所に来てうちに帰って、また来ると。どこか泊まるか、遠くの方は泊まる、そういう制度があるのですけれども、こういう長い場合に任意で泊まるか泊まらないか、何かそういう宿があればいいかなというのがありましたね。

(司会者)

1番さんはそれが多かったです。一方、4番さんの事件は、結構間があいているわけでもないのですね。これも結構びっちりですね。

(4番)

そうですね。月金ではないですけれども。

(司会者)

たまたま休日が入っているからですね。11月3日とかね。

(4番)

そうですね。

(司会者)

ほぼ続けてやられているのですね。

(4番)

結構しんどかったですね。来ること自体も確かにしんどいですし、頭の整理ができないまま、また次に来てという。

(司会者)

その頭の整理ができないというのは、証拠調べの内容が頭の中で整理ができないということですか。

(4番)

そうですね。やったこと自体ではなくて、私の場合は危険ドラッグだったので成分だとか薬効何とかとか、そういう難しい話になってきたらわけが分からなくなっ

ていて、この薬の影響で攻撃性がとかいろいろなことを言われるのですけれども、そこでもよく分からないまま、資料の持ち帰りもだめだし、家に帰ってまた明日来ちゃったよみたいな感じが結構ありましたので。

(司会者)

そうすると、先ほど4番さんがおっしゃったのは、いわゆる証拠の中身がよく理解できていない。裁判所のほうでその都度、この事実はこれでいいですかと確認しながら行ったとか、そういうわけでもないのですか。

(4番)

確認もあったのではないかとはい、今、思えば、忘れていた部分はあるのですけれども、やはりこういった薬の成分の名前までというところ、日頃余り耳にしないことだとかというのが入ってきて、その成分がどういうふうに関係して攻撃的になったのだろうか、一晩寝ていたのだろうか、そういうことが分からなかったのです。

(司会者)

なるほど、分かりました。

一方、5番さんの事件というのは、これは結構続けてやられているのですかね。

(5番)

確か水曜日に選任手続があって、木金、月火、水に判決です。

(司会者)

ずっと続いたのですね。それはどうでしたか。

(5番)

土日が、重いまま土日だったので、連続もつらいでしょうけれども、土日に気分の沈み込みがすごかったです。つらかったですね。

(司会者)

そういうのもあるのですね。分かりました。

やはり審理期間が長いときのありようはいろいろ難しいところがありまして、早

く拘束から外れたほうがいいのか、それともお仕事をなさっていらっしゃる関係で、週の例えば月曜日と金曜日はなしで、火水木で、その辺は仕事の段取りをつけながらやっていたとかいろいろなのがありますが、お仕事の都合はいかがですか。

(3番)

あいていたほうがいいのかもかもしれませんね。期間が3日とかで終わるのだったら、3日集中でもいいかもしれませんけれども。

(司会者)

そうなのですね。ところが、3日だけの事件は実際、余りないのですね。

(3番)

言っているのかどうか分からないですけれども、私は朝7時に会社に行って、9時半からだったので9時前に会社を出て、ここに9時半に来て、それから終わってからまた会社に行って、仕事をして夜中に帰るというのをやっていたのです。ただ、1日、間があったので、そのときは仕事ができたりしたものですから。

(司会者)

分かりました。では日程のほうはやはり今後どういうふうにするか、ちょっと考えたほうがいいのかもあるということですかね。

あと実際、審理なのですけれども、皆さんの関与された事件は全部、選任手続とは違う日から第1回ということでやられていたようなのですけれども、いわゆる冒頭陳述という形で最初に検察官のほうでいろいろ言われますね。その辺のところでは何か気が付かれたとか印象に残っているところはありますか。

特に1番さんなどは大部な冒頭陳述なのですけれども、これはどうですかね。

(1番)

このプリントというのは渡されたので、そのまま聞くだけだったら絶対無理なのですけれども、やはりこれを見ながら聞くというので理解をしたつもりなのですけれども、自分的にはちょっとやはり理解していなかったのですね。

(司会者)

最初ですし、これはすごく難しい事件だと思います。

(1番)

難しいです。すごく難しかったです。

(司会者)

ほかの方はどうですか。この冒頭陳述とか、ちょっとこの辺が分かりづらかったとか。検察官の冒頭陳述とか、弁護人のものもあるのですけれども、これはどうですか。

(6番)

皆さんもそうだと思うのですけれども、検察官の作る資料は非常に分かりやすい資料で、検察官の資料が分かりやすいがゆえに弁護人からの資料というのは、私のところは文字だけだったので非常に分かりづらい、読み込むにも時間がかかるという印象はやはり感じました。

それで、担当裁判官とも話したのですけれども、ほかの裁判員の方も質問していたのですけれども、弁護人というのは国選の方になってしまうので、そういった意味では不本意だとか、違うのでしょうかねみたいな話があって、検察の方はそれなりの立証するという熱意を持って来ていますから、相当の準備を持って、企業でいうところのプレゼンテーションするぐらいの本当に分かりやすい資料で立証されていたので、そういった意味ではスタートラインからすごくギャップを感じるというところはあります。

(司会者)

何かいろいろ出ましたが、織田先生、いかがですか。

(弁護士)

一つは、多分弁護人によってかなりメモは違うと思います。6番さんのメモを見ましたが、確かに文字だけという形なのですが、ほかにやはり検察官と同じようなビジュアルでやっているものもあります。ただ弁護士はそれぞれが独立した自営でやっているものですから、いいメモを作っても、なかなか情報共有ができていないと

いうところが課題でありまして、そこら辺を弁護士会としてやはり情報集約して一般の会員に見本として作っていくということをやっていかなければいけないかなと思っているところです。

検察庁は一つ会社、組織でやっておりますので、多分その辺のいいものの共有というのは会社として研さんも積めると思いますし、そこら辺は多少差があるかなと思います。

もう一点なのですが、国選弁護人、頑張ります。私選弁護人や国選弁護人と言われますが、国選弁護人も被告人の利益のためにしっかりやりますし、確かに立証責任は検察官にあるので、プレゼンテーションは検察官のほうに主にあるということは、それはそのとおりなのですけれども、検察官のプレゼンに対して疑問を持っていただかなければいけない。それはちょっと違うかもしれないねと。そこは弁護人も一所懸命やっていかなければいけないと思っておりますので、立証責任が検察官にあるからというふうに思われたとしたら、弁護士会としてぜひ反省をして研さんを積まなければいけないなと思っております。

(3番)

私は逆でして、むしろ弁護人のほうが非常に分かりやすく、逆に国選なのかと聞いたら、国選の若い方のほうが裁判員裁判慣れをしているので、分かりやすく作るのですよというふうにおっしゃっていたので、全てではないというふうに思います。私は逆の立場でそう感じました。

(司会者)

事案の中身にもよるので、難しいところはあるのですけれどもね。

(弁護士)

自白事件で、まさしく量刑だけ、やったことに争いがなくて、動機もほぼ争いがなとかいう場合には、なかなか弁護人としても格好よく言うところが非常に難しいというところもあったりする場合には、検察官もやはり罪体の立証から全部ありますので、一からのプレゼンの仕様になってきますけれども、そういったところか

らちょっと力が入っていないのかなと思われてしまうところはあるかもしれないな
と思います。

(司会者)

ただ、当初の頃に比べますと大分弁護人の方もいろいろ工夫されているのは事実
です。そういったのをどんどん吸い上げていただいて、こちらのほうをまた参考に
させていただきたいと思います。

今回は冒陳より、むしろ審理のあり方についていろいろ御指摘があったような気
がしますね。

まず1番さんがおっしゃったのは通訳の関係ですね。これは同時に読んでいると
きですね。証拠の内容を説明するときとか。

(1番)

そうです。何か声が聞きづらいねとみんなで言っていたのですけれども、被告人
だけにイヤホンで聞こえるようにできないのかねと。

(司会者)

実は通訳人の方は被告人だけに届けられるレシーバーにしゃべっているのですよ。
それで、最初の起訴状は分けてやるということで、最初、日本語でしゃべりますね。
終わったら通訳の方が言う。それなのですからけれども、冒頭陳述とか証拠の内容は
同時にやるということになっていて、多分通訳の方がぼそぼそ言っているのが、
どうしても法壇のすぐ下なので、それで耳に入ったということですね。

(1番)

そうなのです。すぐにそこなので、そうですね。

(司会者)

かなり気になりましたか。

(1番)

みんな気になったと言っていました。

(司会者)

なるほど。それはちょっと考えたほうがいいのかもしれないですね。

検察官、何か御意見ありますか。一応、同時でやっていただいているのは、検察官が立証されているときに結構多いのですけれどもね。

(検察官)

なかなか難しいのですけれども、結局、同時通訳でないとなると、検察官がある程度のところまで文章を読んで、そこで一旦通訳人にそこまで通訳をしてもらってと。簡単に言うと、時間が2倍かかってしまうだろうと。

我々もやっているときに、通訳人と声がかぶってしまってやりにくいことがあることも事実なのですね。だから、なかなか難しいのですけれども、本当は通訳人専用のブースみたいのが別にあって、国際会議などがそうですけれども、そういうところでしゃべっていただければお互い気にならないのですが、なかなかそこまで裁判所の各部屋にボックスを作るわけにもいかないかもしれませんし、難しいところですね。

(司会者)

だから、場所をもうちょっと変えるという工夫があってもいいかもしれませんね。

(検察官)

恐らく通訳人の方というのは、多くの方が、我々もそうですけれども、被告人の前では絶対通訳人の方のお名前とかを言いませんし、特に日本人の通訳人だとまだあれなのですから、外国の方で外国の通訳をしていると、国によっては母国の国でいろいろあるものですから、そういう形で、例えば横に行ってくださいとなると、警備の都合上、留置も嫌がるというか大変なので、あるいは逆に検察官側、それがイメージとしていいかどうかはともかく、検察官側の離れたほうに行ってもらいますかね。そうすれば、一応裁判員の方からは離れるのです。

(司会者)

違う場所に、むしろ遠いところに、それはあってもいいのかもしれませんね。ありがとうございます。それは、こちらサイドでいろいろ工夫の余地があるかもしれませんね。

実際、私も同時通訳でやる事件はあるのですけれども、おっしゃるとおり、慣れないとなかなか気になりますよ。どちらの言葉があれかというので、特にこういった否認事件だと内容も結構大変だったろうし。分かりました。非常にこれは参考になりました。

あと出てきたのが、証拠の立証のあり方というような形で、6番さんが問題にされていたのですかね。証拠の立証のあり方。これは亀卦川検事、いかがですか。何か今そういうお話が出ていますが、当時を思い返していただいて、検察官の意図はこういうところだというようなことで。

(検察官)

非常に耳が痛いところではあるのですが、あえてちょっと弁解させていただくと、この手の事件というのは、特に今回この事件はそうだったのですが、発覚したそのときは放火だと思って誰も捜査をしていないのですね。結局、後日になって、あれはやはりおかしかったということで判明することが多い。

もちろん、最初からきちんとその点を見極めることが本当は大切なのですが、必ずしもそうならない場合がどうしてもある。そうなってしまうと、この事件のときなどは、当時の客観的なものが、写真は残っているのですが、現物がないのですね。現物がないので、分かりやすさだけを追求するならば、再現実験ということを行うのは非常に有効な部分はあるのですが。

一方で、争っていない事件だったらそれでいいのですが、争っている事件だと、例えば織田先生と私は何回も法廷でお会いしていますが、きっと織田先生が再現の正確性に疑義があると言われるのではないかと。それは当然のことであって、そういう場合になってくるとなかなかうまくできないのかなというところがあったのと、この事件に限ってなのですけれども、検察官はどちらかという現場の状況や客観的なところから立証したかったのですが、そこが裁判員の方も含め、若干足りないのかなと感じられたのか、どちらかという判決ではむしろ検察官が副菜だと考えていた第一通報者というか最初に電話を受けた不動産屋さんなのですけれども、そ

の人の証言との矛盾といったところを中心に、そこに担当した裁判官もおられますけれども、書かれた判決が、検察官が書いた証拠構造とずれてしまったなというところがあった判決ではあるのです。

(司会者)

なかなか難しいのですね。多分裁判員の方が疑問に思われているのは、検察官も当然出すべきかなと思っているところが多いのでしょうね。でも、いろいろな事情で出せないもののおありだということですね。

だから、こちらのほうは、まさに出てきた証拠に基づいて判断するということができないのですね。裁判所のほうは、それでだめなら、それは無罪でしょうがないというようなスタンスなのです。

ですから、こちらのほうからこれは出せばとか言っても、これは難しいですね、時間的なものもあって。そういう意味では、出されたものからどれぐらいできるかということやっただいているのが実情というところですね。

(6番)

そのときの話をすると、裁判官にはお願いして写真を拡大コピーしてもらって、裁判員が切り取って実際に折り畳んでみたときに矛盾があるよねということと、これは明らかに物理的に放火だという証拠になると言っても、それは検察官が立証していないから使えないと言われたときにちょっとショックで、やっておいてほしかったかなと。

時系列のほかの証拠のところでも、放火かどうかというところでは、結局、たばこの火が燃え広がった、専門的な話で無炎燃焼というのが今回あったのですけれども、そういった火が出ていない火災の場合、煙が多く出ると。通報時間との兼ね合いの中でいけば、相当部屋の中に煙が充満して、本人がいられるわけがないとか、2回電話をかけているのですけれども、実際、火災が起こっていたのだとすれば、火災報知器や煙探知器も鳴っていたとかという話の中で、そこも立証の中で明確に出ていなかったのもので、改めて公判前整理手続の書類を調べてもらって、どこの段階

で報知器が鳴っていたのかとか結局なかったもので、ほかの証拠からの証人だとか不動産屋さんの証人に裁判員が質問するような形でやっていったのですけれども、もうちょっときっちりやってほしかったなという印象があったのです。

(司会者)

分かりました。今後、そういったことを参考にさせていただければと思います。非常に貴重な御意見をありがとうございました。

立証のあり方としては、殺人と傷害致死というような形での違いということでありましたけれども、冒頭陳述のところで検察官のほうでは、その辺は当然のことみたいな形でやられていますね。殺人と傷害致死が違うということでは。

(検察官)

恐らくそれは一つありますのと、もう一つ、基本的に法的概念の説明をなるべく裁判所にお任せするという役割分担ができているのかなと思います。

(司会者)

大体そうですね。確かに傷害致死と殺人は同じような結果になるのですけれども、過程が違うということになるので、その辺は多分後々裁判所のほうで説明されたのですね。

ですから、むしろ入られたときに、そうなのだというふうに疑問を持たれたことはかなり重要ということになる。そこで終わった後で、違うのだと分かっていたら、それはオーケーと、そのような形ですかね。

違うところがあるのだということに気付かれたことだけで、すごいなという形ですね。

そういうときは、2番さんのほうでは裁判官に質問されたのですか。

(2番)

そうですね。どう違うのですかという形で。

(司会者)

分かりました。その辺の視点は大事なところですね。特に2番さんのは自白事件

だったですね。だから、殺人と傷害では全然違うというのは後で出てきますからね。それは非常によかったと思います。

今回は否認事件の場合には、1番さんの事件は証人尋問ということでかなりびっちりやられたのですね。

(1番)

はい。

(司会者)

書証というよりも証人尋問がほとんどですね。でも、書証もこれを見ると結構多いのですね。

(1番)

証人尋問も本当だか、うそだか、うろ覚えだかというのがすごく。

(司会者)

ありましたか。

(1番)

女性の方が証人に来たのですけれども、確かに私はこれを見たと言っているのだけれども、そのときはパンフレットなのですけれども、パンフレットを見たときに日本の会社の名前が確かに書いてあったと言うのですけれども、私たちは回して見たけれども、日本語の会社の名前とかは一切書いてなかったのです。私はおかしいと思ったとか、それがすごく判断するのが難しかったです。証人の信憑性というのですか。本当かどうか。それが。

(司会者)

ただ、検察官がいろいろ朗読されている書面の内容を聞かれている場合がありますね。それと証人尋問でいろいろしゃべっておられる方を聞いた感じで、どんな印象でしたか。どちらのほうの方がより頭に入るとか、そういうのはありましたか。

(1番)

やはり証人の方のほうの方が検察官が調べたよりはっきりというか、やはり本当なの

かなというか、そうなのだなという納得が。

(司会者)

できましたか。

(1 番)

はい。

(司会者)

証人尋問の後に、皆さんのほうで補充尋問という形で質問されるようなケースもありましたか。

(1 番)

ありました。

(司会者)

そのときは、あの辺がよく分からないとか、活発な議論が出たりとか、そういうのはあったのですか。

(1 番)

よくは覚えていないのですけれども。すみません。今はごめんなさい。

(司会者)

いいです。1 番さんも何か補充で質問とかされましたか。

(1 番)

はい、しました。ぜひ貴重な機会なので、皆さん1回は質問したほうがいいですよと裁判長から言われまして。

(司会者)

なるほど。分かりました。

一方、5 番さんの事件はほとんど調書の朗読だったですかね。

(5 番)

そうですね。

(司会者)

事案が事案だったのでね。

(5番)

そうですね。5件分の。

(司会者)

お一人証人尋問があるけれども、これは情状証人ですね。

(5番)

そうですね。

(司会者)

どんな感じでしたか、その書証の取り調べということで。

(5番)

その証人尋問ですか。

(司会者)

証人尋問をやられていないので、書証をばっと読み上げられている感じですか。

(5番)

そうですね。写真とかの資料がたくさん豊富にあって事実を述べて、こちらは分かりやすく別に何の違和感もなく、手口が似ているので5回分の同じようなことをずっと聞いている感じです。

(司会者)

3番さんの事件も結構証人尋問は多かったのですかね。

(3番)

そうですね。

(司会者)

それは今、思い返してどんな感じですか。

(3番)

分かりづらかったのが、私の事件は殺意を持って刺したのか、脅しただけだったのかという意見が全然被告人と分かれていて、しかも目撃者がいないのですね。な

ので、そういった意味では僕ら素人がなかなか分かりづらかったのは、脅しだけというのと殺人未遂というのが物すごく違って、殺人と殺人未遂というのはほとんど同じようなそんな感じだったりすると、脅したのとでは全然違うではないですか。

ですから、それでよかったのだろうかという思いがずっと残っていました。

(司会者)

そうすると、証拠調べ手続ですっと分かりづらかったというのは、4番さんの事件が一番ですかね。証人も結構調べているのですね。

(4番)

ドクターとかのあれですね。はい。

(司会者)

やっているのですね。それでも説明が分かりづらかったですか。

(4番)

そうですね。ものが残っていないですし、そういう状況で最後にどれを体内に入れたかというところとかも、何も証拠がない、証人もいない、その子しかいない。ただ両親がそこに2人いるということで、あなたしかいないよという、そんな感じですね。なので、全て真実がどこなのかという気持ちが常にずっとありました。

(司会者)

それは証人尋問だから解決できたとか、そういうのともちょっと違うのですかね。

(4番)

先生たちもすごく判断が難しかったと思うのですね。

(司会者)

分かりました。

あとは評議関係の点でちょっと気になったことがありますけれども、6番さんのほうで法定刑の説明をおっしゃいましたね。あれはやはり否認していたということで放火というのが認められるかどうかというのを先にずっと議論していて、その件

が片付いた後に法定刑の説明を裁判所がしだしたとか、そういう話ですかね。

(6番)

最後に量刑判断のところで、最終的にこれは有罪ですねというところで皆さんが納得して、次は量刑になりますと。量刑になったときに、私の個人的な考えとしては、二つの罪状についての法定刑が何年から何年と示された中で、こういったものはこういう位置にありますよみたいな話があるのかと思ったら、そうではなくて、過去の同様の現住建造物放火のこの程度のものがこういう判例になっていますという統計グラフというのを見せていただいて、そこから始まったので、それを見せられたのが逆に、ノーアイデアで平均値で決めるのかみたいな感じだったのですけれども、そこから今度、改めて法定刑の説明があって、今回の場合は累犯の部分もあったものですから、その説明を受けていって、そうしたら、そんなに長くなってしまふのかという印象もあったのですが。

(司会者)

法定刑の説明をした後にグラフを示すという形ではなかったのですね。

(6番)

ではなかったですね。

(司会者)

その法定刑の説明は検察官のほうでも説明したとか、そういうのでもないのですね。

(6番)

それは、最初的时候には、求刑はもちろんしました。

(司会者)

求刑のときはありますけれども、求刑のときに何年から何年とか言って、それで言われていたのですか。

(6番)

ではなかったですね。

(司会者)

そうではないのですね。いきなり求刑が出てきたのですか。

(6番)

はい。そのときは、当然累犯があるという話をされていまして、印象的に残ったので強調されていたような感じはあったのですが。

(司会者)

そうすると、6番さんの今の印象だと、情報が全部自分たちのほうに明かされな
いで、ぽっと出てきたので違和感を覚えたというところですかね。

(6番)

裁判長も説明していましたが、放火にしては非常に重たい刑罰がかかって
いるような印象を持たれるかもしれませんみたいな話があったと思うのですが、
この件に関してはこうですよという話の中で、参考までに過去の統計値とい
うのはこうですという御説明をされていたような気がしたので、別にそれが全く意味
がなかったとか、参考にならなかったということではないのですが、むしろ
プロの皆様が3人いらっしゃいますので、こういう事件の場合はこういうのが一般
的、こういうふうを考えるのですというのとか、検察官はこういうことだからこ
ういう求刑をしてきたのですというような話をしてもらってやってもらったほうがよ
かったのかなという感じがしたのですが。

(司会者)

実はその辺のところはいろいろ考えがあるので、裁判官も裁判員の方
も同じ立場だという発想があるのですね。ですから、我々の裁判でこうやって
いたからこうだとか、そういうのは極力やらないような方向でやっておるの
です。あくまでも裁判員の方が証拠を評価されて、法定刑の中で御自分が常識
的に考えてどうかという判断をする。その際の参考資料ということで、検察官
、弁護人の双方が御意見をします。それと、ほかの事件の位置付けとの関係
で総合してふさわしい刑を出すのだと、そういう発想なのです。ですからそ
ういうふうなことになったのだと

思います。

あと一番私のほうで気になったのは、5番さんのいろいろお悩みということがあったということなのですが、ほかの方はいかがでしたか。そういう意味では、事件が終わった後、いろいろなされたとか、あれはどうだったのだろうかとか、事件中何かもやもやしたとか、そういうのはどうでしたか。

4番さんは別の意味でもやもやされましたか。

(4番)

もやもやというか、実はこの方というのは年齢的には多分30半ばとかだったと思うのですがけれども、御両親を殺したという事件で、年は10年ぐらい違うのですがけれども、私も息子がおりますので、私としてはやはりそういうところがかぶった感じで、お母さんとお父さんに大事に育てられてきたのに、何でこんなことをしてしまったのだろうかという母心というのが出てきてしまって、大丈夫かなとか、今日あんなズボンをはいていたけれども、いつも一緒だよねとか、やはり同じように裁判員さんたちと話をして、ちゃんと御飯を食べているのかしらねみたいな、本当に母としての。

(司会者)

ほかの方と一緒にしゃべられていたのですね。

(4番)

はい。私のときはちょうど男性2人だったのです。あとは女性ばかりで、一人ちょっと若い女性の方がいたのですがけれども、大体年代が似ていましたので割と母心が多くて。なので、そういう意味では吐き出すところも相談するところもありましたし、さっきのここが分からなかった、結局あれはどうだったのみたいなことも話のできたので、偶然とはいえ私はメンバーに恵まれたかなと思います。

(司会者)

そういう意味では大丈夫だったのですね。

(4番)

そうですね。

(司会者)

1 番さんはどうでしょうか。

(1 番)

私も裁判員の方と、これ分からなかったよね、さっきの何だっけとかいろいろ、女の方が3人いて、6人が、あと補充さんが男性の方だったのですけれども、割とみんなでお弁当を食べながらいろいろ話しました。

(司会者)

それは大丈夫だったのかな。

(1 番)

ええ。全然それは。

(司会者)

あと重たいのといえ、2番さんの悩みはその辺はどうでしたか。

(2 番)

余り個人的に悩むというのはなかったです。

(司会者)

それはなかったですか。大丈夫だったのですね。

3番さんはいかがでしょう。

(3 番)

私は、皆さんがいろいろ話をしていると、被害者のほうが悪いのですね。

(司会者)

そういう事件だったのですね。

(3 番)

被害者が悪者なのですね、既に。いじめっ子みたいなタイプで。被告人のほうが高齢者で、どちらかという正義の味方的に脅したものが殺人罪にされてしまったという感じでしたので、先ほども本当にそれが殺人未遂なのか、脅しただけなのか

というので雲泥の差があるのですね。そんな中で一つの証言が正としたときに累積していくとやはり殺人の意思があったのではないかと、推定的にしたものに対して本当にそれでよかったのだろうかという思いとか、かなり高齢者で出身、生い立ちも戦前の方で非常に苦労されているのが分かっていたので、先ほど土日という話がありましたけれども、土日私も近くの立ち寄り湯などでぼかんとつかったときに、今頃あの被告人は寒い中いるのかなと思うと、その辺は心にこたえるものがある、いまだにその風呂屋へ行くとそのことを思い出してしまうというのはありますね。

(司会者)

そうですか。別の意味でちょっと思い出すという感じですかね。

6番さんはどうでしたか。そういう意味では大丈夫だったですか。

(6番)

事件がそれほど凄惨なものではなかったということと、放火によってほかの方が傷付けられていないということもあったものですから、暴行事件は初犯でしたので、そういった意味では余り残るものはなかった。

裁判官の方々に昼食とかも行ってもらったりして、非常に雰囲気づくりはしてもらえたので、よかったと思います。

(司会者)

5番さんはどうだったですか。

(5番)

皆さんの内容を見てみると、1番さんの覚せい剤はちょっと特殊だと思うのですが、ほかの事件だとみんな知人に対してとか、知っている人に対してのものなのです。でも、私の5番の事件は本当に無差別な、道を歩いていたらとか、私にもなるかもしれないというような気持ち、本当に無差別だったので、被害者に対しての同情だとか。私も4番さんみたいに、最初に法廷に入ったときに事件の説明があり、本当に許せないと思ったのです。

許せないという気持ちもあったのですけれども、本当にひどい事件で、それが5

回も延々と一日中話が続くので、本当にいろいろな感情があって、許せないという感情と、自分がされたような気持ちになったりとかしました。

その後は、被告人にも2日目くらいになると同情するというか、何でこんなことをしたのだろうなという視線で見られるのですよ。証人の方も元雇用主でかばう感じで出てきていただいて、すごいいい子だったのだよというような感じで、被告人の生活をちょっと見た感じがして、何でこんなことをしているのだろうなという気持ちにもなりました。

被害者の方も2人見に来ていらっしゃったので、同情しつつも、そこで悲しんでいる被害者を見ていろいろな感情になりました。やはり許せないとか。

でも、きっと人生を間違えたからそこに立っているのだろうなと思ったので、普通の人だったのだろうなと思うと、どうして人生間違えたのかなと、ちゃんと立ち直ってほしいなという気持ちでずっと見ていました。

だから、私は求刑の後に控訴をしたかどうかというのもずっと気になっていましたし、裁判員になるのは一生に一度かなと思って引き受けていたので、あの被告人に対しては特別な感情が、本当にひどいとは思うのですけれども、ちゃんと刑を、まだ決まっていないのですけれども、ちゃんと立ち直ってほしいなと思います。

(司会者)

先ほどお話がありましたけれども、心の中のわだかまりがずっと吐き出せなかったということをおっしゃっていたけれども、それは裁判中にほかの裁判員の方とも余りお話しできなかったというのもあるのですか。

(5番)

結構いい雰囲気ของกลุ่มではあったと思うのですけれども、やはりこういう内容なので、そんな話をして御飯もまずくなってしまいますし、ひどかったよね程度の感じの、こんなことをしたのだ、許せないねみたいな、そういう会話はあったのですけれども、もうちょっと込み入った話というのはできなかったです。

あと、みんな男性の方なので、男性の方もこれはひどいと言って口を閉ざすよう

なそういう感じでした。

でも、裁判官の方とか裁判長の方とかはいい雰囲気になってくれようとして、すごくよくしてくださっているのを感じていました。でも、やはりきつかったですね。やはりきつかったというのが本当にトータルです。

(司会者)

本当に御苦勞をおかけしました。ありがとうございました。

伊東さん、今のメンタルな関係で何かお話はありますか。

(裁判官)

事件が終わった後も最高裁判所のところでメンタルの電話、審理のときに多分あれをもらったと思いますけれども、そういうものもありますので、もし今後も精神的御負担があれば、そういうところを使っただけだと思います。

(司会者)

今、お話があったほかの方は結構しゃべれるような雰囲気で行われていたけれども、事件の質からいくと、これはできませんよね。

(裁判官)

裁判長の方は女性だったのですね。

(5番)

そうです。

(司会者)

検察官、弁護士から双方何か裁判員の方に伺いたいことがあれば、どうぞおっしゃってください。亀卦川検事、どうぞ。

(検察官)

今日はいろいろと伺って非常に参考になったなというところはあるのですが、結構私はいろいろな部に立っているものですから、各部のやり方が微妙に違うというのを感じることも多いのですが、例えば、つまらない話なのですが、昼休みの時間とかは、部によっては60分ぐらいのところもあれば90分ぐ

らいとるところといろいろなのですけれども，裁判員の方はある程度長いほうが楽なのですか。楽というか，精神的，肉体的にどうなのでしょう。

あと，小まめに休憩が入ったほうがいいのかとか，結構証人尋問の途中で休憩を入れられる部もあれば，余り入れない部もあるのですけれども，皆さんはまだ複数を受けていないのであれだと思うのですけれども，その辺の感覚は皆さんいかがなのかなというのがちょっと気になったのですが。

(司会者)

1番さんのほうは，お昼休みを長目にとられていますね。1時間半ぐらい。

(1番)

被告人が下に行って，ちょっと時間がかかるので多くとったという話でした。

(司会者)

休憩は結構頻繁にとられていますね。

(1番)

そうですね。その中で行ったり来たりが。

(司会者)

しんどかったのですね。

(1番)

そうです。

(司会者)

大体休憩をとられているところが多いのではないかと。休憩を余りとらなかったところはないのではないですかね。そんなところですかね。

(検察官)

はい。

(司会者)

織田弁護士，いかがですか。

(弁護士)

今日はいろいろ貴重な話をありがとうございました。

審理とかいろいろお話を聞かせていただいたのですが、弁護人の立証とかについてのコメントがなかったので、弁護人がいろいろ証拠、証人を出していろいろ聞いたりしたと思うのですが、そういった中で、これは何を聞いているのか分からないとか、そういった意味で弁護人が何をしたいかちょっと分からないとか、そういった弁護人の立証活動等について忌憚ない御意見を聞かせていただければと思うのですが。

(司会者)

6番さんのほうはありましたですかね。

(6番)

被告人の方がそもそも支離滅裂なことをおっしゃっていた方だったのですけれども、それに加えて弁護人の方がもう少しそれを補強的に言ってくれるのかなと思ったら、そうでもなく、変な話ですけれども、用意されていた文章を読み上げる感じの主張だったので、各裁判員の方はちょっと分かりづらかったのかなという感じはしました。先ほども言いましたけれども、検察の方が非常に分かりやすすぎたというのがあったので、その差はちょっと大きかったかなという感じはします。

(司会者)

5番さんはいかがですか。

(5番)

自白の事件で、この方は前科もあって、また同じようなことをされていたので、どういうふうに弁護をするのかなという興味がありました。

弁論要旨メモもまとまっていて、弁護人の方が2人いらっしゃって、男性の方がいろいろ言う係で、女性の方が被告人をかばうではないですけども、質問するときには女性の方がという感じでやっていて、そうなのだなというのを眺めていました。

結構被告人の方も緊張されているのだなと思ったのですけれども、弁護人の方が質問されていて被告人が分からないという場面があって、ちょっと不思議な空気が

流れたことがあって、どういう意図だったのか、多分弁護したいから質問していたと思うのですけれども、それに対して被告人も分からないと。とにかく隠したいというか、分からないとか、今は言えないとかいうのが多い被告人だったので、弁護人からの質問も分からないみたいになっていて、ちょっと不思議な感じがしました。

あと、上から見ていて、弁護人の方がちょっといらついているのが、手をこうやっているのが見えて、ちょっと面白かったというか、ここからの景色というのは味わえないので、いい経験になりました。いらついているのが分かりました。

(司会者)

4番さんはいかがでしたか。

(4番)

争うところというのが多分分かりやすい事件だったかなと。弁護側にとって責任能力がないよということを主張してきていたというので、確か休憩のときに裁判長からもいろいろ助言とかを、こういうふうに言いたいのだよねとか、あれはこういうふうに持っていきたいからこういうことを言っているのだよねということも教えていただいていたいました。

でも、やったことは事実というのは争いがなかったもので、それを無罪という主張をするためにということ、とても分かりやすいなと思いました。

(司会者)

4番さんが担当されたのは、弁護側証人というのはいないのですね、これを見ると。検察官側の証人だけですものね。

(4番)

そうですね。やったのは間違いないのだけれども、それが薬のせいで無罪なのかという争いだったと思うのですね。

(司会者)

情状証人も立てようがなかったのですね。無罪主張ですからね。

(4番)

そうですね。してくれそうな2人を殺してしまったので、身内からも誰もいないという条件だったので。

(司会者)

3番さんはいかがですか。

(3番)

私は先ほど申し上げたのですけれども、弁護人の方は非常に若い方で、説明も非常によくて、情状証人だとか弁護側の証人も非常によくて、誰もが被告人のほうについていたぐらいになっていたのですね。そういった意味では非常にすばらしい弁護だったと。

(司会者)

弁護活動が成功した事例ということですね。

(3番)

ですが、判決は実刑判決だったのですね。

(司会者)

それでも、判決の内容を見たら、弁護側が頑張られたということですね。

(3番)

そこがちょっともやっとしていますね。

(司会者)

2番さんはいかがでしたか。

(2番)

自分が担当した事件は、本人がやったというのは認めているのだけれども、細かい内容までがすごくふわっとしていた事件だったので、多分弁護をする人も大変だったのではないかなと。本人も覚えていないし、証人の人たちも矛盾したことを言っていたりとか、酔っぱらっていてよく覚えていないという感じだったので、すごく大変そうだなというのは印象にありますね。

(司会者)

これはお酒を飲んでからのあれですからね。

1番さんはどうですか。これは弁護側証人というのはいたのですね。

(1番)

私が一番印象に残ったのが、織田さんを含めて3人の弁護人の方がいらっしゃったのですけれども、刑事さんの証人尋問のときに、泳がせ捜査というのですか、石の中に光センサーを入れて、それをやったときに、ちょっと余りよく覚えていないのですけれども、1回取り逃がしたのだよねみたいなことを言って、刑事さんがこれは侮辱だみたいなことを言ったのですよ。そのときに、弁護人の方はこういうことを言うのだと思って、それがすごく印象に残っています。

(弁護士)

私が言ったかな。

(1番)

ものすごい怒っていました。

(司会者)

そういうシーンがあったわけですね。鮮明に覚えられているのですね。

(1番)

はい。

(司会者)

やはり活動によってはずっと印象に残るという弁護活動でしたね。

全体的に見たらどうだったのですか、弁護人の活動は。

(1番)

弁護人はやはり、当たり前なのですが、被告人の味方で、いろいろなことを調べてきたなという印象がありました。

(司会者)

あと、裁判員経験者相互の中でそれぞれ御質問が何かあれば、誰々さんにちょっと伺いたいとか、そういうのがあればどうぞ。

特にいいですかね。はい。それでは終わります。

以 上